

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年十一月一日奈良県指令建第一〇八一五六号

令和四年一月四日奈良県指令建第一〇八一五六―一号

令和四年四月十三日奈良県指令建第一〇八一五六―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年四月十八日建第九九三九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年四月十八日建第五七三七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市前栽町三一二番三、三一二番四、三六三番の一部、三六四番の一部、三六五

番一及び三六五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市西長柄町五五二番地

三興建設株式会社 代表取締役 川端知子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市前栽町三一二番三、三一二番四、三六三番の一部、三六四番の一部及

び三六五番二の一部

公園 天理市前栽町三六四番の一部

下水道 天理市前栽町三一二番三、三一二番四、三六三番、三六四番及び三六五番

二の各一部

水路 天理市前栽町三六四番、三六五番一及び三六五番二の各一部

一 許可番号

令和三年十月五日奈良県指令建第一〇八一三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年四月十八日建第九九四〇号  
三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市鹿ノ台南二丁目一四番七、一四番八、一四番九、一四番一〇、一四番一一及び一四番一二の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号  
積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 北田康

一 許可番号

令和三年十二月二十一日奈良県指令建第一〇八―八五号  
令和四年四月六日奈良県指令建第一〇八―八五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年四月十九日建第九九四一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市南六条町元六条方一〇六番一、一〇七番一、一〇八番一、一〇九番一及び一〇九番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市南六条町一二二―一  
原口運輸商事株式会社 代表取締役 原口美咲子

一 許可番号

令和三年十月二十二日奈良県指令建第一〇八―五三三号  
令和四年三月十八日奈良県指令建第一〇八―五三―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年四月十九日建第九九四二号  
公共施設に関する工事の検査済証 令和四年四月十九日建第五七三八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字笠三二六番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字笠四一二番地二六

株式会社エステート藤井 代表取締役 藤井孝章

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字笠三二六番一の一部

水路 北葛城郡広陵町大字笠三二六番一の一部

一 許可番号

令和四年三月二十九日奈良県指令建第一〇八一―一四七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年四月十九日建第九九四三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市曲川町一丁目八一五番二及び八一六番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市雲梯町九〇〇番地の一 パストラル・アーク一〇二号室

石田尚士

石田有里